

令和 3 年

司法統計年報概要版

1 民事・行政編

ANNUAL REPORT OF JUDICIAL STATISTICS
OVERVIEW VERSION
FOR
2021
VOLUME 1 CIVIL CASES

令和 4 年 8 月
AUGUST, 2022

最高裁判所事務総局
GENERAL SECRETARIAT, SUPREME COURT

本概要版は、令和3年中に全国の裁判所が取り扱った事件の裁判統計報告を集計整理し、収録した司法統計年報のうち、1民事・行政編の概要を記したものである。

第1 民事・行政事件の全事件

令和3年の全裁判所における民事・行政事件の新受事件総数は137万3849件であり、令和2年と比較すると1.7%の増加を示している（表1）。

なお、昭和58年以降の新受事件総数の推移は図1のとおりである。

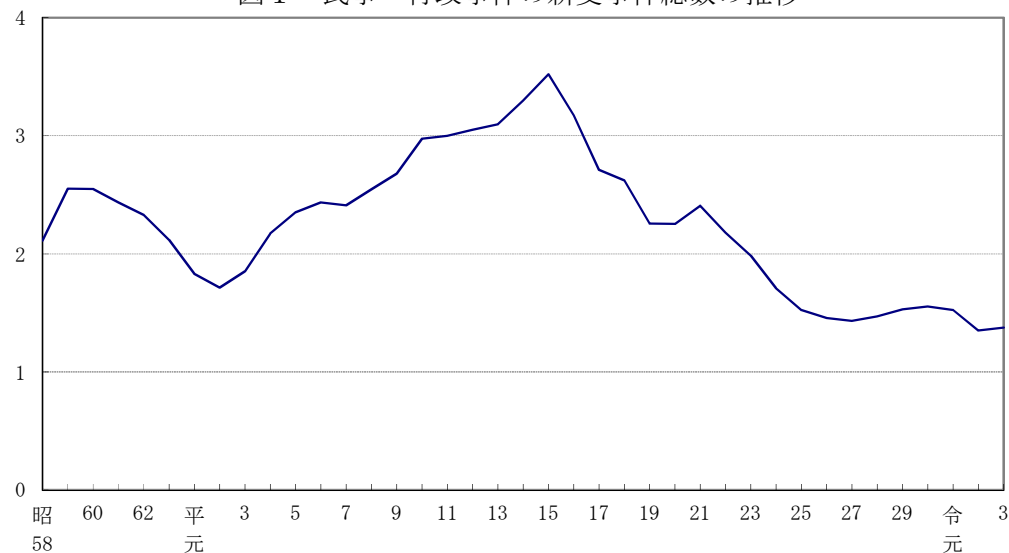
表1 民事・行政事件の新受事件総数の構成比及び前年比

事 件 の 種 類	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)	前年比(%)
総 数	1 350 324	100.0	1 373 849	100.0	101.7
うち					
訴 訟 事 件	491 533	36.4	508 622	37.0	103.5
調 停 事 件	30 723	2.3	31 869	2.3	103.7
民 事 執 行 事 件	215 867	16.0	240 541	17.5	111.4
破 産 事 件	78 104	5.8	73 457	5.3	94.1
督 促 事 件	235 362	17.4	230 914	16.8	98.1
保 全 命 令 事 件	13 592	1.0	12 889	0.9	94.8
過 料 事 件	98 093	7.3	87 807	6.4	89.5
雑 事 件	144 522	10.7	144 789	10.5	100.2

注) 数値は四捨五入していることがあるため、割合の合計が100%とならない場合がある（以下の図表の数値についても全て同様である。）。

(百万件)

図1 民事・行政事件の新受事件総数の推移



第2 民事第一審通常訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

(1) 簡易裁判所

令和3年の簡易裁判所における新受事件数は32万2673件であり、令和2年と比較すると4.3%の増加を示している（表2、図2）。

なお、昭和58年以降の新受事件数の推移は、図3のとおりである。

表2 簡裁の民事第一審通常訴訟事件数の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	336 384	100	337 142	70 130
30	341 349	101	339 102	72 377
令和元	344 101	102	337 797	78 681
2	309 364	92	295 365	92 680
3	322 673	96	327 836	87 517

注) 事件の範囲は民事第一審通常訴訟事件(ハ)である。

図2 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の新受・既済・未済事件数の推移

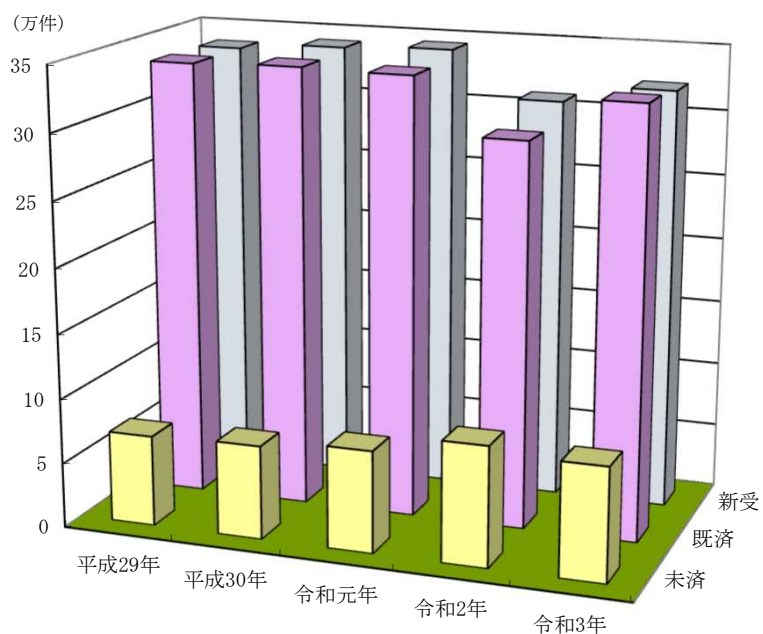
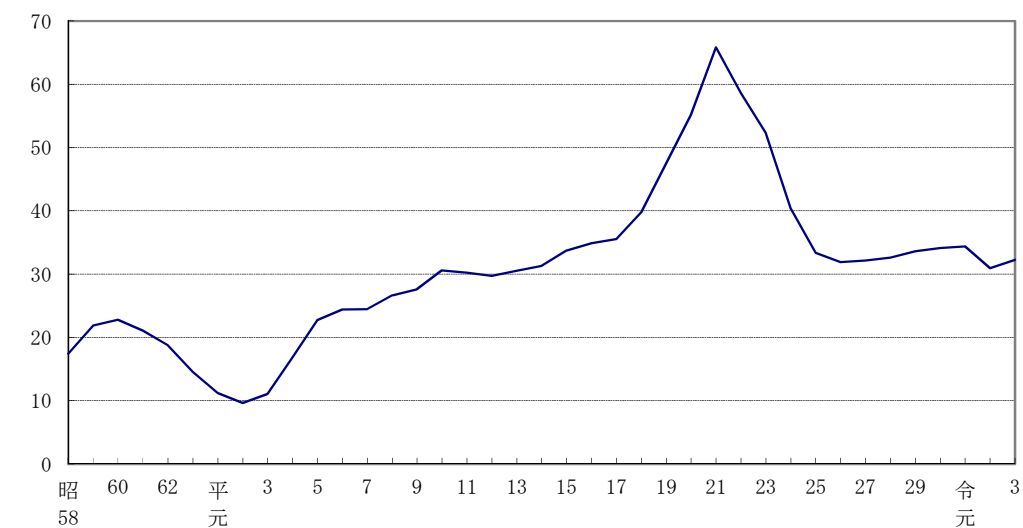


図3 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の新受事件数の推移



(2) 地方裁判所

令和3年の地方裁判所における新受事件数は13万860件であり、令和2年と比較すると1.9%の減少を示している（表3、図4）。

なお、昭和58年以降の新受事件数の推移は、図5のとおりである。

表3 地裁の民事第一審通常訴訟事件数の最近5年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成29	146 680	100	145 984	100 923
30	138 444	103	138 683	100 684
令和元	134 935	102	131 558	104 061
2	133 430	96	122 759	114 732
3	130 860	94	139 011	106 581

注) 事件の範囲は民事第一審通常訴訟事件(7)である。

図4 地裁の民事第一審通常訴訟事件の新受・既済・未済事件数の推移

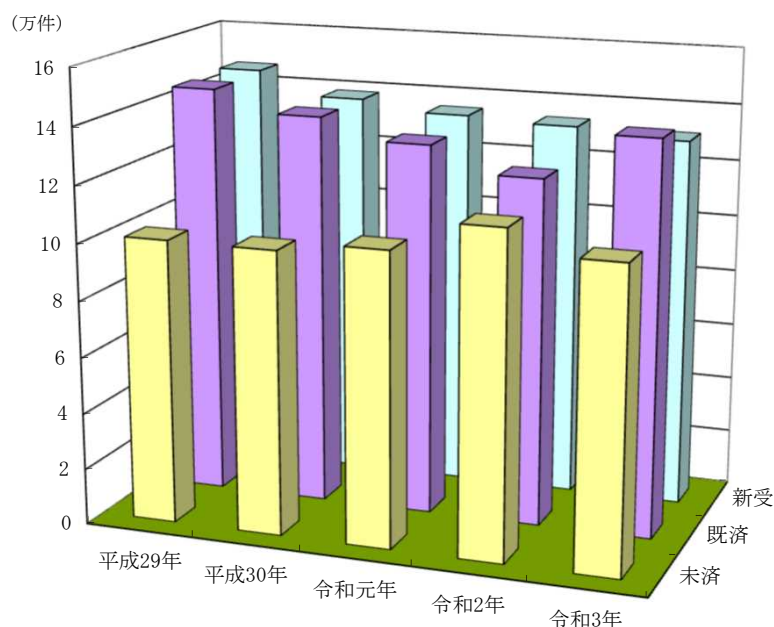
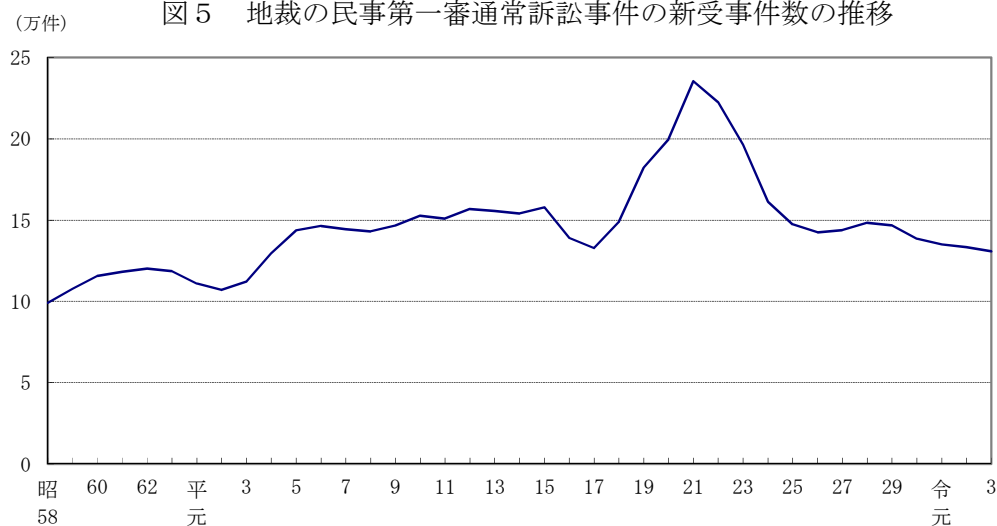


図5 地裁の民事第一審通常訴訟事件の新受事件数の推移



2 平均審理期間

民事第一審通常訴訟事件の既済事件の平均審理期間について、最近5年間の推移は、表4のとおりである。

表4 民事第一審通常訴訟事件の既済事件の平均審理期間

年次	簡 裁		地 裁	
	全事件	対席判決	全事件	対席判決
平成 29	2.8 月	4.3 月	8.7 月	12.9 月
30	2.7	4.3	9.0	13.2
令和 元	2.8	4.4	9.5	13.3
2	3.7	5.5	9.9	13.9
3	3.8	5.5	10.5	14.6

注1) 簡裁通常訴訟事件は、少額訴訟から通常移行したものを含んでいる。

注2) 地裁通常訴訟事件は、行政第一審として既済となったものを含まない。

3 終局区分

令和3年における民事第一審通常訴訟事件の既済事件の終局区分別件数及び構成比は、表5及び表6のとおりである。

表5 簡裁の民事第一審通常訴訟事件の終局区分

終 局 区 分	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)	
総 数	297 145	100.0	329 856	100.0	
判 決	121 014	40.7	147 130	44.6	
	うち対席	36 817	12.4	39 893	12.1
	うち欠席	84 171	28.3	107 090	32.5
決 定	42 324	14.2	47 037	14.3	
和 解	27 752	9.3	27 611	8.4	
取 下 げ	104 376	35.1	106 388	32.3	

注) 少額訴訟から通常移行したものを含んでいる。

表6 地裁の民事第一審通常訴訟事件の終局区分

終 局 区 分	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)	
総 数	122 759	100.0	139 011	100.0	
判 決	53 082	43.2	59 989	43.2	
	うち対席	28 744	23.4	34 047	24.5
	うち欠席	24 305	19.8	25 907	18.6
決 定	1 104	0.9	1 058	0.8	
和 解	43 365	35.3	51 239	36.9	
取 下 げ	22 380	18.2	23 169	16.7	

注) 行政第一審として既済となったものを含まない。

第 3 少額訴訟事件

1 新受・既済・未済事件数

令和 3 年の少額訴訟事件の新受事件数は 7094 件であり、令和 2 年と比較すると 10.7% の減少を示している（表 7）。

表 7 少額訴訟事件数の最近 5 年間の推移

年次	新受	(指数)	既済	未済
平成 29	10 041	100	10 164	2 134
30	9 310	93	9 312	2 132
令和 元	8 542	85	8 668	2 006
2	7 944	79	7 692	2 258
3	7 094	71	7 455	1 897

2 平均審理期間

少額訴訟事件の既済事件の平均審理期間について、最近 5 年間の推移は、表 8 のとおりである。

表 8 少額訴訟事件の既済事件の平均審理期間

年次	全事件	対席判決
平成 29	1.9 月	1.9 月
30	1.9	2.1
令和 元	2.1	2.2
2	2.8	2.9
3	2.5	2.6

注) 少額訴訟から通常移行したものを含まない。

3 終局区分

令和3年における少額訴訟事件の既済事件の終局区分別件数及び構成比は、表9のとおりである。

表9 少額訴訟事件の終局区分

終 局 区 分	令和2年	構成比(%)	令和3年	構成比(%)
総 数	5 912	100.0	5 435	100.0
判 決	2 620	44.3	2 398	44.1
うち対席	938	15.9	871	16.0
うち欠席	1 679	28.4	1 521	28.0
決 定	314	5.3	329	6.1
和 解	1 250	21.1	1 090	20.1
取 下 げ	1 638	27.7	1 539	28.3

注) 少額訴訟から通常移行したものを含まない。

第4 民事執行事件

令和3年の民事執行事件の新受事件数は24万541件であり、令和2年と比較すると11.4%の増加を示している(表10、図6)。

民事執行事件のうち、不動産等執行事件(ヌ号事件及びケ号事件)の令和3年の新受事件数は1万6701件であり、令和2年と比較すると5.7%の減少を示している(表11)。

表10 民事執行事件数の最近5年間の推移

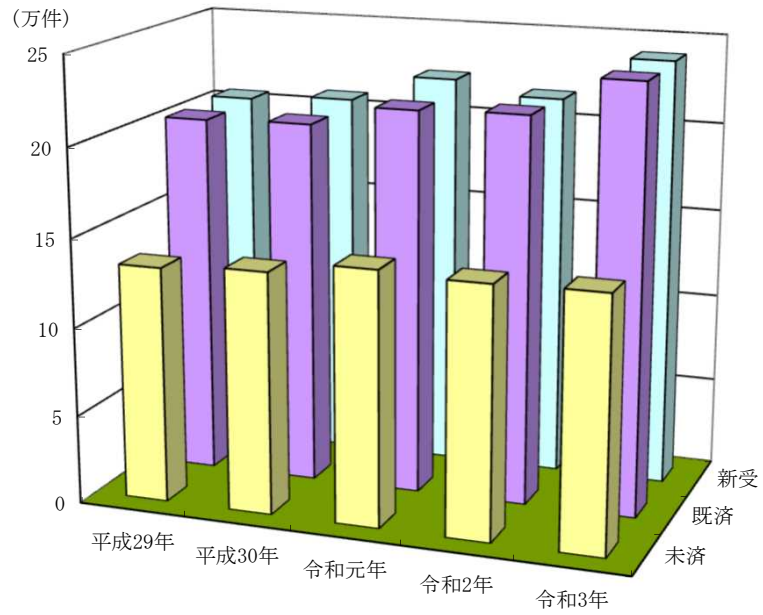
年 次	新 受	(指数)	既 済	未 済
平 成 29	204 840	100	203 272	133 204
30	207 931	102	204 716	136 419
令 和 元	223 246	109	216 412	143 253
2	215 867	105	217 856	141 264
3	240 541	117	239 581	142 224

注) 少額訴訟債権執行事件を含まない。

表11 不動産等執行事件数の最近5年間の推移

年 次	新 受	(指数)	既 済	未 済
平 成 29	21 969	100	23 312	15 494
30	21 595	98	21 632	15 457
令 和 元	21 272	97	21 204	15 525
2	17 705	81	17 883	15 347
3	16 701	76	20 431	11 617

図6 民事執行事件の新受・既済・未済事件数の推移



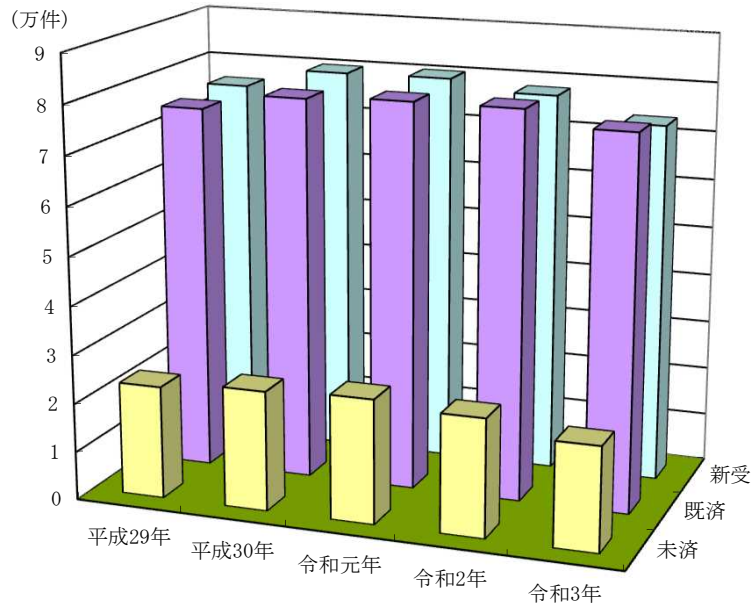
第5 破産事件

令和3年の破産事件の新受事件数は7万3457件であり、令和2年と比較すると5.9%の減少を示している(表12、図7)。

表12 破産事件の受理区分

受 理 区 分	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新 受 総 数	76 015	80 012	80 202	78 104	73 457
(指 数)	(100)	(105)	(106)	(103)	(97)
自 然 人	68 995	73 268	73 292	71 838	68 413
うち自己破産	68 792	73 099	73 095	71 678	68 240
法 人・その他	7 020	6 744	6 910	6 266	5 044
うち自己破産	6 848	6 583	6 743	6 085	4 871

図7 破産事件の新受・既済・未済事件数の推移



第6 民事再生事件

令和3年の再生事件の新受事件数は110件であり、令和2年と比較すると0.9%の増加を示している。

小規模個人再生事件の新受事件数は1万509件であり、令和2年と比較すると12.9%の減少を示し、給与所得者等再生事件の新受事件数は740件であり、令和2年と比較すると4.8%の減少を示している（表13）。

表13 民事再生事件数

年次	事件の種類	新受	既済	未済
平成29	再生事件	140	179	278
	小規模個人再生事件	10 488	9 543	5 007
	給与所得者等再生事件	796	796	381
30	再生事件	114	157	235
	小規模個人再生事件	12 355	11 473	5 889
	給与所得者等再生事件	856	813	424
令和元	再生事件	145	122	258
	小規模個人再生事件	12 764	12 628	6 025
	給与所得者等再生事件	830	851	403
2	再生事件	109	152	215
	小規模個人再生事件	12 064	11 948	6 141
	給与所得者等再生事件	777	764	416
3	再生事件	110	127	198
	小規模個人再生事件	10 509	11 910	4 740
	給与所得者等再生事件	740	781	375

第 7 利用上の注意

- 1 統計表の数値は、特に断りのない限り件数を表す。
- 2 本概要版における「第一審通常訴訟」の範囲
 - (1) 簡裁の場合は、「(ハ)通常訴訟事件」である。
 - (2) 地裁の場合は、「(リ)通常訴訟事件」である。
- 3 数値は、令和4年6月末日現在でそれまでに報告があった数値を基準に取りまとめたものである。
- 4 数値は、四捨五入していることがあるため、図表の割合の合計が100%とならない場合がある。
- 5 数値は、司法統計年報の公表後、異同訂正が生じることがある。